

# 一般社団法人 婦人発明家協会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人婦人発明家協会（英文名「JAPAN WOMEN INVENTORS ASSOCIATION」。略称「JWIA」）と称する。

(事務所)

第2条 この法人は主たる事務所を東京都文京区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、必要の地に従たる事務所を設けることができる。これを変更または廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、婦人の発明に関する事業を行い、婦人の発明及び考案を奨励するとともに発明考案をとおして国際親善を図り、もって、わが国の科学技術の振興、男女共同参画社会の形成の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 婦人の発明及び婦人発明家の育成及び紹介
- (2) 婦人発明家の公正かつ自由な経済活動の機会の確保
- (3) 婦人の発明考案に関する内外諸団体との相互協力及び連絡
- (4) 婦人の発明考案に関する情報の収集及び提供
- (5) 刊行物の発行及び資料の配布
- (6) 婦人の発明の保護及び育成、普及、啓発を目的とする表彰事業
- (7) 婦人の発明の権利化、実施化及び企業化への情報提供及び援助
- (8) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする発明教室の開催
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

## 第3章 社員

(種別)

第5条 この法人には次の会員を置く。

- (1) 正会員 第3条の目的に賛同し、事業に協力する婦人であって、総会において別に定める入会金及び年会費を納める個人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助し総会において別に定める入会金及び年会費を納める個人または団体。
- (3) 特別会員 この法人の事業を後援し会費年額1口10万円以上を納める個人または団体。
- (4) 名誉会員 この法人に対し、特に功労があったとして総会の議決をもって推薦する個人。

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になったとき及び毎年、会員は、第5条の地位に応じて総会において別に定める入会金及び年会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は理由を付して会長に退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、総会議決の前に、総会の場において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。
- (4) 退会したとき。

(既納会費等)

第11条 既納の入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しない。

## 第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の帰属の決定

- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (9) 理事選任規則の変更及び削除

(開催)

第14条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するには、総会を構成する正会員に対し、会議の目的、付議する事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、その開催日の1週間前までに書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面をもって議決権を行使することができることとするときは、その開催日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

4 本条第2項の請求があった場合は、その請求があった日から30日以内にこれを開催しなければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、定時総会においては代表理事がこれにあたり、臨時総会においては総会に出席した正会員の中からその都度選出する。

(議決権)

第17条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 総会の決議は、総正会員現在数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者、及び他の正会員を代理人として表決を委任した者は、出席者とみなす。

2 前項の規定にかかわらず、次の1号及び2号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上、3号から6号の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事・監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 不可欠特定財産の処分
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第44条及び別に定める理事選任規則に従うものとし、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定

数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成する。

- (1) 開会の日時及び場所
  - (2) 正会員又は理事の現在数
  - (3) 会議に出席した正会員又は理事の氏名(書面表決者及び表決委任者を含む)
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の要旨
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
  - (7) その他法令に定められた事項
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、4名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、前項の4名の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事及び監事の選任)

第21条 理事及び監事は、総会の決議によって選定及び解職する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定及び解職する。
- 3 理事及び監事は、兼ねることができない。
- 4 理事のいずれか1名とその親族その他特殊の関係にある者の合計数が、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 監事は相互に親族その他特殊の関係にある者であってはならない。また、監事には、理事の親族その他特殊の関係にある者又は職員が含まれてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、総会及び理事会の決定に基づいて行動する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長が業務を執行できない際にはすみやかに会長を選定するとともに会長の選定までは副会長がその職務にかかる業務を代行する。
- 4 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 理事は全会員の利益に資するように公正に行動するものとする。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、次に掲げる職務を行う。

(1) 会計の監査

(2) 理事の業務の執行状況の監査

(3) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

2 前項の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求し、請求の日から5日以内に、請求の日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には理事会を招集できる。

3 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(理事及び監事の任期)

第24条 この法人の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとし、増員により選任された理事又は監事の任期は、他の理事または監事の任期の残存期間と同一とする。ただし、増員により選任された当該監事の選任時において他の在任中の監事の選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時を経過している場合は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

4 理事又は監事については再任を妨げない。

5 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事または監事の解任)

第25条 理事又は監事は、第18条第2項第2号の決議によって解任することができる。この場合、総会で議決の前にその理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第26条 理事及び監事は無報酬とする。ただし常勤の場合は報酬を支給することができる。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会、総会の議決を経て、別に定める。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第114条第1項の規定により、理事又は監事（理事または監事であった者を含む。）が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48条)第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

(顧問)

第28条 この法人に、顧問及び参与を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の議決を経て、この法人の目的に賛同する学識経験者の中から、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、重要事項について会長の諮問に応じ、助言を行う。

4 参与はこの法人の目的に賛同する有識者の中から、理事会の推薦により会長が委嘱する。

5 参与は会長の諮問に応じ、助言を行う。

## 第6章 理事会

(理事会の設置)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、原則として毎月1回開催する通常理事会と次項に規定する臨時理事会とし、すべての理事をもって構成する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって請求があったとき。

(3) 第23条第2項の規定により、監事から招集の請求があったとき。

4 前項第2号及び第3号の請求があった場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知を発しなければならない。

(権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

2 理事会は総会の決議に反する決議並びに職務を行なってはならない。

3 理事会は全会員の利益に資する様に公正に業務執行の決定を行う。

(理事会の付議事項)

第31条 理事会はこの定款に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 会務の執行に関する事項

(3) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 招集するには理事及び監事の全員に対し会議の目的、付議する事項及びその内容、並

びに日時及び場所を示した書面をもって事前に通知しなければならない。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けた時又は会長に事故があるときは、副会長が理事会の議長となる。

(理事会の定足数及び議決)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。

3 理事、監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは当該事項を理事会に報告することを要しない。

4 前項の規定は第22条第4項に規定する報告については適用しない。

5 副会長の選定については各理事が4名の氏名を記載して無記名投票し、得票数の上位から順に承認を得るものとする。同じ得票数の者が複数いる場合には、決選投票により順序を決するものとする。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第7章 資産及び会計

(基本財産)

第36条 別表の財産は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第16号に定める公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産であり、この法人の基本財産とする。

2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、処分するときは、あらかじめ理事会及び総会の承認を要する。

(事業年度)

第37条 この法人の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書については、会長が作成し、理事会の議決を受け、その後初めて行う総会に報告しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に永年保存し一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び収支決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類につい

ては承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に永年保存し、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 定款
- (4) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (5) 理事及び監事の報酬がある場合、その支給の基準を記載した書類
- (6) 運営組織及び事業活動の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 前2項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に備置くものとする。

- (1) 理事、監事及び職員の履歴書
- (2) 許可、認可及び登記に関する書類
- (3) 定款に定める会議の議事に関する書類
- (4) 収入支払いに関する帳簿及び証拠書類
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 官公署往復書類
- (7) その他必要な書類及び帳簿

4 第2項の規定にかかわらず理事及び監事の名簿並びに会員名簿の記載事項のうち、個人の住所については一般の閲覧に供しないものとする。

5 第2項、第3項の書類の内、法律で定められた期間を経過したものについては電磁的データに変換して保管することができる。

(経費支弁)

第40条 この法人の業務遂行に要する経費は、運用資産をもって支弁する。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、会長が管理し、資産のうち現金は、理事会の議決を経て定期預金等確実な方法により、会長が保管する。

(長期借入金)

第42条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事及び総正会員の各々の3分の2以上の議決を経なければならない。

(新たな義務の負担)

第43条 前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び総会の議決を経なければならない。



## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第46条 この法人は剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局等

(設置及び任免)

第49条 この法人の事務を管理するため事務局を設け、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

- 2 事務局長及び職員の任免は、理事会の承認の上会長が任免する。
- 3 事務局長及び職員は、有給とすることができる。

(組織及び運営)

第50条 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 第21条の規定にかかわらずこの法人の最初の会長は小野清子とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第37条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。